

30中築管第 734号  
平成30年10月10日

水産 様

東京都中央卸売市場築地市場  
場長 田中 賢也  
(公印省略)

築地市場閉場に伴う市場施設の造作等原状回復計画書の提出について (通知)

豊洲市場の開場により、廃止・閉場する築地市場について、東京都中央卸売市場条例(以下「市場条例」という。)第88条に基づき、使用指定又は使用許可を受けている市場施設(市場内の用地、建物、設備その他の施設をいう。以下同じ。)は、市場条例第91条に基づき、築地市場閉場日の本日をもって返還していただくこととなります。

閉場に伴い市場施設を返還する場合の造作等の取扱いについては、平成30年8月20日付30中築管第411号「築地市場閉場に伴う市場施設の造作等の取扱いについて(通知)」において、施設返還にあたって施設使用者の負担を軽減し、円滑な移転を図ることを目的として、施設使用者による造作等の原状回復義務を免除することとし、平成30年9月4日までに施設使用者の皆様に対して、申請書の提出を依頼しました。

また、同通知において申請書が提出されない場合は、原状回復免除対象の造作等であっても、原状回復義務は免除しないこと、その場合には、施設使用者が退去確認までに自己の費用及び責任において造作等の原状回復を行い、使用施設を返還していただくことについて、あわせてお知らせしたところです。

本日までに申請書の提出がない施設使用者については、自己の費用と責任において造作等の原状回復を行っていただくこととなりますので、下記のとおり、造作等原状回復計画書を提出下さいますようお願いいたします。

また、先般、一部施設使用者名での申請の撤回書が送達されており、この書面には撤回者としての署名がなされており、仮に、原状回復の免除がなされない場合には、未提出の方と同様に原状回復を行っていただくこととなりますので、下記のとおり、造作等原状回復計画書を提出下さいますようお願いいたします。

記

1 原状回復が必要な造作等

ア 市場条例第90条に基づき、施設使用者が都知事の承認を受けて、使用する市場施設に建築、造作若しくは模様替えをし、又は施設の原状に変更を加えた財産

例 空調設備(室外機含む)、間仕切り、扉、内装など

イ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第2条第3項に規定する第一種特定用品(業務用冷凍空調機器)

例 業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵機器及び冷凍機器(ダンベ、ストッカーなど)

ウ ア及びイ以外のその他持ち込まれている物品すべて

✓ 入マカシ  
付帯の場合  
✓ 使用許可ではない  
✓ 本日は10日の予定  
とくに返している

撤回書

## 2 造作等の原状回復計画書について

## (1) 計画書等の提出

- ア 「築地市場閉場に伴う市場施設の返還における造作等の原状回復計画書」に日付(提出日)、住所、氏名又は名称(法人の場合は代表者職氏名を含む)を記入し、代表者印を押印して提出して下さい。
- イ 実施期間(造作工事や設備移設等を実施し、原状回復を完了するまでの期間)、工事内容等(自ら実施か施工業者等が実施かをチェックのうえ、工事内容や実施施工業者名等)、担当者の連絡先を記載して下さい。
- ウ 施工業者等が実施する場合には、各種契約書等(造作工事、設備移設等の施工業者との契約)の写しを添付願います。
- エ 引越調整期間最終日の10月17日(水)20時まで、東京都職員の立ち会いの下、原状回復の完了状況を確認できる計画を作成願います。

## (2) 計画書の受付日時

## ア 受付期間

平成30年10月10日(水)から10月14日(日)まで

## イ 受付時間

9時から15時まで

## (3) 提出場所

東京都中央卸売市場 築地市場 水産物部本館3階 講堂

## 3 施設の返還に関する注意事項

- (1) 原状回復義務を履行するにあたっては、施設使用者が自己の費用と責任において実施の上、使用施設を返還していただくこととなります。
- (2) 造作等の原状回復が行われない場合は条例違反となり、豊洲市場での業務について監督処分を行わざるを得ませんので、ご注意願います。
- ✓ (3) 計画書が提出されなかった場合及び提出された計画書に上記に記載の事項が網羅されていない場合には、当初の原状回復義務の免除申請が有効なものとして取り扱います。
- (4) 原状回復義務の免除を希望される方は、下記へご連絡願います。

10/14 木 午後 15:30 植田 渡辺 等と

残しおけば  
揚子補償が  
必要になる  
必死に  
公的に法律論を  
闘わせる! 大歓迎!

## 4 問い合わせ先

この通知に関するご質問等は、下記担当にご連絡下さい。

## 【通知全般に関して】

東京都中央卸売市場築地調整担当(跡地管理) 03-3542-0325(直通)

## 【フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく記録簿の提出等に関して】

東京都中央卸売市場築地調整担当(設備) 03-3542-0324(直通)

平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所  
氏名又は名称

印

## 築地市場閉場に伴う市場施設の返還における造作等の原状回復計画書

平成30年10月10日付30中築管第734号により通知のあったこのことについて、東京都中央卸売市場条例第88条に基づき、使用指定又は使用許可を受けた市場施設に存在する造作等(同条例第90条に基づく、施設使用者が所有する財産及び業務用冷凍空調機器)について、原状回復の計画書を提出いたします。

## 記

## 1 実施期間 (※10月17日より以前の日にちをご記入下さい。)

平成30年10月 日 ( ) から10月 日 ( ) 【 日間】

## 2 工事内容等

- 自ら実施  
 契約した施工業者等が実施

## 3 担当者連絡先

氏 名  
電話番号

## 4 添付書類等 (例: 造作工事契約書及び設備移設契約書の写し)